



大 監 発 第 3 4 号

令 和 2 年 2 月 1 8 日

東大和市長 尾崎 保夫 様

東大和市監査委員 三ツ寺 俊行

東大和市監査委員 和地 仁美

平成31年度財政援助団体等監査結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告を提出します。

なお、この監査結果報告に基づき、又はこの監査結果報告を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

平成31年度財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査
- 2 監査の対象 財政援助団体 東大和市商工会
所管部署 市民部 産業振興課
- 3 監査の範囲 平成30年度に交付した補助金等に係る出納及び事務の執行状況
- 4 監査の期間 令和元年9月27日（金）から令和2年1月24日（金）
- 5 監査の方法 補助金が補助目的に従って使用され、十分な効果を上げているか、関係書類を試査、精査するとともに、団体責任者等へ説明聴取を実施する。

また、補助金交付に関する事務について、交付手続き等が適正に行われているか、関係書類を試査、精査するとともに、関係職員へ説明聴取を実施する。

6 監査の着眼点

所管部署

- (1) 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (4) 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (5) 財政援助団体等への指導監督は適切に行われているか。

財政援助団体等

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符号するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (4) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

- (5) 出納関係帳票の整備、記帳は適切及び適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (6) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。
- (8) 精算に伴う返還金の返還時期は適正か。

7 財政援助団体等の概要

(1) 職員等の内訳

東大和市商工会

会長1名、副会長2名、理事20名、監事2名

事務局長1名、課長1名、常勤職員4名、臨時職員2名

(2) 事業概要

- ① 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- ② 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- ③ 商工業に関する調査研究を行うこと。
- ④ 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- ⑤ 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。
- ⑥ 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- ⑦ 前払い式証票の発行業務を行うこと。
- ⑧ 東京都商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
- ⑨ 東京都商工会連合会の復託を受けて、全国商工会連合会が行う全国商工会会員福祉共済事業を行うこと。
- ⑩ 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
- ⑪ 輸出品の原産地証明を行うこと。
- ⑫ 商工会としての意見を公表して、これを国会、行政機関等に具申し、又は建議すること。
- ⑬ 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- ⑭ 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- ⑮ 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員の為の事務を含む。）を処理すること。
- ⑯ 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- ⑰ 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

8 補助金等の概要（平成30年度確定額）

(1) 産業振興課所管分

- ① 商工会補助金 10,180,000円

- ② 空き店舗活用事業補助金 500,000円
- ③ 若手技術者育成事業補助金 450,000円
- ④ 商店街チャレンジ戦略支援事業補助金 1,599,000円

9 監査結果

財政援助団体等の監査を実施した結果、補助金等に係る出納及び事務については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、事務の執行等について、以下に意見として要望する。

1 商工会補助金等について

商工会補助金、空き店舗活用事業補助金、若手技術者育成事業補助金、商店街チャレンジ戦略支援事業補助金の交付に関する事務は適正に執行されていた。しかし、商工会補助金については、商工会から毎年、補助金の増額を要望されている。市は、前年度の実績報告を審査し、適正に事業執行していることを踏まえて、次年度の補助金額に係る予算の算出根拠としている。そこで、この商工会からの補助金の増額要望に関しての事業だけでなく、商工会から提出される実績報告の全体を精査して、事業が効率的、効果的に執行できているか等を検討する必要があると思われる。

補助金は、市民の福祉向上や活動の活性化など、重要な役割を果たしているが、従前の制度の検証を適宜行わないと、その目的、公益性や効果などが不明確になる場合があるので、この意見を併せて要望する。(産業振興課)

2 広報周知活動について

広報周知活動は、会員の方に各事業の案内やパンフレットを配布することにより、商工会事業の情報共有をすることができ、それが商工業事業者同士の活性化に繋がるものとして理解する。しかし、これらの郵送費が、平成30年度1年間で約115万円になっている。会員の中にはe-mailを利用できる事業者、およびe-mailでの情報提供を求めている事業者も相当数いると思われるので、こうした通信手段を利用することにより、広報周知活動費の節

減に繋がるものと思われる。郵送する資料には、データで送信できないパンフレットなどが含まれる場合があることや、e-mail を利用できない高齢の事業者もいるなど課題もあるようだが、効率的な事業運営について検討するよう要望する。(商工会)

3 経営改善事業について

平成30年度の経営改善事業として、経営相談を実施し、対象となった事業者は延べ608者であったが、問題を解決できた事業者は、指導カルテを詳しく分析していないため、確認できていないとのことだった。経営相談事業費は、全体の支出経費の中でも、多くの割合を占めることから、その効果は詳細な把握をしておく必要があると思われる。また、詳細に把握することにより、経営改善事業の効果的な運営にも繋がるものと思われるので、検討するよう要望する。(商工会)

4 情報化対策事業について

パソコンのリース利用料については、東京都商工会連合会とネットワークシステムを構築するため、連合会と同じ機能をもつ機種を選び、契約に関しても複数の業者から見積を徴取したが、結果的に東京都商工会連合会と同じ業者と契約している。この契約においては、セキュリティ環境の観点から、東京都商工会連合会とネットワーク専用回線を結ぶなど特別な環境整備が必要であるとのことだが、市場価格を充分調査するなど経費を節減できる方法を検討する必要があると考える。これからも公正な契約事務と適正な予算執行に努めるよう要望する。(商工会)

5 総評

内閣府は、「景気の先行きは、当面弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種施策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」としている。その中で、商工会の活動は、地域の経済活性化を促進するうえで非常に重要である。

商工会は、昭和35年に制定された商工会法に基づき、地域内商工業者の経営の改善に関

する相談とその指導、地域内経済振興を図るための諸活動、及び社会一般の福祉の増進に資することを目的として、幅広い活動を行うものとされている。法律が制定されて長い年月が経ち、商工業を取り巻く環境も変化し、事業者ならびに利用者である市民の意識、知識も変わってきている。そのような時代の変化の中で、事業者にとっても、市民にとっても血税を投入して市内の商工業に貢献するに値するような取組みと成果を示すことが求められていることを、市の担当部署ならびに商工会が同じ温度で認識する必要がある。

市の財政が大変厳しい状況が続く中、交付される補助金のさらなる有効活用に創意工夫され、商工会の発展、さらには地域の経済活動の向上に繋がることを要望する。(商工会、産業振興課)